

資料編



第1章 計画策定経過(平成29年度)

月 日	会議名等	審議内容等
5月29日	第1回三郷市介護保険運営協議会	① 諮問内容の概要及び第7期計画策定のスケジュールについて ② 地域密着型サービス事業所の指定について
7月31日	第1回三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会	① 介護保険制度改正の概要について ② 第6期計画の進捗状況及び第7期計画の基本方針(案)について ・第6期高齢者保健福祉計画の進捗状況 ・三郷市の現状及び将来予測 ・第7期高齢者保健福祉計画の基本方針について ③ 庁内ローリング調査及び介護支援専門員等アンケート調査の実施について
8月29日	第2回三郷市介護保険運営協議会	① 平成28年度三郷市介護保険特別会計決算について ② 平成29年度三郷市介護保険特別会計補正予算について
9月25日	第3回三郷市介護保険運営協議会	① 庁内ローリング調査及び介護支援専門員等のアンケート調査の結果報告について ② 第7期三郷市高齢者保健福祉計画の骨子案について
10月30日	第2回三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会	① 第7期三郷市高齢者保健福祉計画の素案について
11月27日	第4回三郷市介護保険運営協議会	① 第7期介護保険事業計画について ・介護保険料の設定について ・介護保険施設等の基盤整備について
11月28日 ～12月27日	パブリック・コメントの実施	市内公共施設等、14か所で実施(意見件数:14件)
1月29日	第5回三郷市介護保険運営協議会	① 第7期高齢者保健福祉計画等に対するパブリック・コメントの意見について ② 介護保険事業計画の詳細について ③ 第7期介護保険事業計画の諮問の答申(案)について
2月9日	答申	第7期介護保険事業計画の答申
2月26日	第6回三郷市介護保険運営協議会	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関するパブリック・コメントの回答について

第2章 規定・条例・規則

第1節 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会

○三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会規程

平成14年3月14日

告示第84号

(設置)

第1条 三郷市高齢者保健福祉計画の策定に関し幅広く市民の意見を聴くため、三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、三郷市高齢者保健福祉計画に関する事項について検討協議する。

(会員)

第3条 会員は、三郷市介護保険条例第2章に規定する介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員をもって充てる。

2 会員の任期は、当該計画の策定完了までとする。

(座長及び座長代理)

第4条 懇話会に座長及び座長代理を置き、それぞれ運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。

2 座長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要の都度、市長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

2 三郷市高齢化対策懇話会規程(平成10年告示第101号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月21日告示第60号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

第2節 三郷市介護保険運営協議会

○三郷市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月18日

条例第18号

（介護保険運営協議会の設置）

第3条 介護保険事業の円滑かつ適切な運営のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第4条 協議会は、介護保険事業に関する事項について、市長の諮問に応じ審議する。

2 前項に規定する諮問があるときは、協議会は、その都度会議を開き、速やかにこれについて市長に答申する。

（協議会の委員の定数）

第5条 協議会の委員(この条及び次条において「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員
- (2) サービス提供事業者を代表する委員
- (3) 学識経験を有する委員

（委員の委嘱等）

第6条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。

4 委員は、辞任しようとするときは、市長に届け出て、承認を得なければならない。

5 市長は、協議会の委員が欠けたときは、補欠の委員を委嘱するものとする。

6 委員は、再任されることを妨げない。

（規則への委任）

第7条 前4条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○三郷市介護保険運営協議会規則

平成12年3月31日

規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市介護保険条例(平成12年条例第18号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、三郷市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員として在任する期間とする。

3 会長及び副会長は、辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。

4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 協議会は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(所掌事項の例示)

第4条 条例第4条に規定する介護保険事業に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 介護保険事業計画の進行管理に関すること。

(2) 介護保険特別会計の運営状況に関すること。

(3) 介護保険基準該当サービスに関すること。

(4) 地域密着型サービスに関すること。

(資料の要求)

第5条 協議会は、必要な資料の提出を市長に求めることができる。

(市長等の出席)

第6条 協議会は、必要と認めるときは、市長及び関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議録の作成)

第7条 会長は、協議会の議事について、次に定める事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 招集日時及び会議場所

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 議題及びその審議の経過

(4) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録には、会長が署名しなければならない。

3 会長は、会議録の写しを添えて、会議の結果を市長に報告するものとする。

(公印)

第8条 会長の公印は、次の表のとおりとする。

<表省略>

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

第3節 三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会

○三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会規程

平成14年3月14日

訓令第5号

(設置)

第1条 三郷市高齢者保健福祉計画及び三郷市介護保険事業計画(以下「三郷市高齢者保健福祉計画等」という。)の策定に関し各部課の調整を図るため、三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関して協議検討する。

- (1) 三郷市高齢者保健福祉計画等の策定に関する事。
- (2) その他高齢者施策に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員(以下「構成員」という。)をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、福祉部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第5条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務課長
- (2) 企画調整課長
- (3) 財務課長
- (4) 市民課長
- (5) 国保年金課長
- (6) 健康推進課長
- (7) シルバー元気塾いきいき課長
- (8) 市民活動支援課長
- (9) 生活ふくし課長
- (10) ふくし総合支援課長
- (11) 長寿いきがい課長
- (12) 障がい福祉課長
- (13) 交通防犯課長
- (14) 危機管理防災課長
- (15) 商工観光課長

- (16) 営繕課長
- (17) 都市デザイン課長
- (18) 開発指導課長
- (19) 消防総務課長
- (20) 生涯学習課長
- (21) スポーツ推進課長
- (22) 前各号に定める者のほか、市長が指名する者
(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(専門部会)

第8条 協議会に、協議会の所掌事項に関する専門的事項を調査及び研究するため、必要な専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の設置は、協議会が審議決定する。
- 3 部会長及び部会員は、第6条の委員及び職員の中から会長が指名する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の会議の議長となり、調査及び研究した事項について、会長に報告しなければならない。

(任期)

第9条 構成員並びに部会長及び部会員の任期は、当該所管事項の審議の終了時までとする。

(庶務)

第10条 協議会及び部会の庶務は、福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 三郷市高齢化対策関係行政協議会規程(平成10年訓令第7号)は、廃止する。

附 則(平成14年4月22日訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日訓令第5号)抄

(施行日)

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月10日訓令第3号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日訓令第13号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日訓令第2号)抄
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月6日訓令第21号)
この訓令は、平成21年7月6日から施行する。

附 則(平成22年3月12日訓令第5号)
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月17日訓令第4号)
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日訓令第7号)
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

第3章 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会・三郷市介護保険運営協議会委員名簿

氏名	役職名	分野
◎ 青木 成夫	三郷市医師会 会長	学識経験者
○ 長友 祐三	埼玉県立大学 保健医療福祉学部社会福祉学科教授	
宍戸 六郎	三郷市歯科医師会相談役	
佐藤 真人	三郷市薬剤師会	
田中 良夫	三郷市社会福祉協議会理事	
晝間 章	社会福祉法人 小鳩会理事長	サービス提供事業者
須藤 政次	ご隠居長屋 和楽久 みさと早稲田 統括マネージャー	
秋葉 明	三郷市介護支援専門員連絡協議会代表	
尾上 朝子	第1号被保険者	被保険者の代表
佐藤 智子	第2号被保険者	

◎は会長、○は副会長

敬称略、順不同

第4章 諮問・答申

諮 問 書

三郷市介護保険運営協議会長 様

第7期三郷市介護保険事業計画の策定について、下記のとおり
諮問いたします。

記

1. 保険給付の水準及び内容について
2. 保険料基準額について
3. 保険料段階について
4. 保険料及び利用料の軽減について
5. 地域支援事業について
6. 介護保険事業全般に係わる事項について

平成29年5月29日

三郷市長 木 津 雅 晟

三介運第 1 号
平成30年2月9日

三郷市長 木 津 雅 晟 様

三郷市介護保険運営協議会
会 長 青 木 成 夫

答 申 書

平成29年5月29日付三長発第360号をもって諮問のあった第7期介護保険事業計画策定について、当協議会は協議の結果、次のとおり答申する。

答 申

(1) 保険料基準額

給付費から算定した基準額は、5,444円であるが、介護保険給付費支払基金をはじめ、可能な範囲内で財源を活用し、介護保険料の軽減を図られたい。

(2) 保険料段階

国の標準段階である9段階を基本としたうえで、第6期で設定した11段階を踏襲し、負担能力に応じた保険料設定とされたい。

(3) 保険給付

計画に対し不足を生じないようにサービス事業所の整備に努められたい。

また、調査報告書の利用意向等を踏まえ、特別養護老人ホームをはじめとする施設整備を計画的に推進するとともに、地域密着型サービスについては、地域のニーズを把握し、公募等により整備されたい。

(4) 利用料の軽減

利用料助成制度については、低所得者のサービス利用が困難にならないよう引き続き適正に実施されたい。

(5) 地域支援事業

(ア) 医療と介護の依存度が増す後期高齢者の増加に対応するため、地域包括ケアシステムの推進の軸となる在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進、生活支援体制の整備、介護予防の推進を関係機関と連携し、積極的に進められたい。

(イ) 特に在宅医療・介護連携推進事業については、医療・介護の関係団体が円滑に連携するための関係づくりや仕組みづくりなど、一体的に提供する体制づくりについて、更に連携を深められたい。

(ウ) 介護予防・日常生活支援総合事業については、今後も現行相当サービスを継続しつつ、多様なサービスの早期実現を図られたい。特に独居高齢者の要望の強い入浴サービスや、先進事例のある集中予防サービスについて、関係機関との連携を図り、早期の提供に向けて積極的に取り組まれたい。

第7期（平成30年度～平成32年度） 三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行 平成30年3月
企画・編集 三郷市 福祉部 長寿いきがい課
ふくし総合支援課ふくし総合相談室
〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1
TEL : 048-953-1111 (代表)
URL : <http://www.city.misato.lg.jp/>

この冊子は、再生紙を使用しています。